

登録番号第20411000064号

引取業登録通知書

住 所 佐賀県佐賀市大財一丁目8番27号

氏 名 佐賀日産自動車株式会社
代表取締役 福岡 龍一郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第1項の引取業者登録簿に登録したので通知する。

佐賀県知事 山口 祥義



登録の年月日 令和4年(2022年)7月25日
登録の有効年月日 令和9年(2027年)7月24日

1. 事業所の名称及び所在地

- | | |
|----------------|---|
| ①事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 佐賀店サービス工場
佐賀県佐賀市大財二丁目1番37号 |
| ②事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 鳥栖店
佐賀県鳥栖市鎗田町385番地 |
| ③事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 吉野ヶ里店
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1991番地3 |
| ④事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 唐津店
佐賀県唐津市和多田大土井4番8号 |
| ⑤事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 伊万里店
佐賀県伊万里市二里町大里乙3641番地 |
| ⑥事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 武雄店
佐賀県武雄市武雄町大字富岡12865番地 |
| ⑦事業所の名称
所在地 | 佐賀日産自動車株式会社 鹿島店
佐賀県鹿島市大字中村838番地 |

(裏面へ)

⑧事業所の名称 佐賀日産自動車株式会社 嘉瀬センター
所在地 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原1928番地2

2. 登録の更新の状況

令和4年 7月25日 更新登録

令和5年11月28日 変更届 事業所の所在地の変更 以下余白

この登録に不服があるときは、この登録通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県に審査請求をすることができます。また、この登録を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。